

「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」

1. はじめに

ラジオメーター株式会社（以下、当社）は、高い倫理性が求められる生命関連産業の一員として、関連する業界団体が定める「倫理綱領」、「企業行動憲章」、「プロモーションコード」及び「公正競争規約」に基づき、医療機関・医療関係者の皆様と連携してライフサイエンスの発展に寄与すること及び、あらゆる企業活動において高い倫理性を保ち社会から信頼を得られる企業となることを目指し、本指針に基づいて医療機関等への資金提供に関する情報を公開します。

2. 公開の時期および方法

各年度における医療機関等への資金提供に関する情報を、当該年度の決算確定後に当社のウェブサイト上に公開します。

3. 公開の範囲および内容

当社が公開する医療機関等への資金提供に関する情報の範囲および内容は、日本医療機器産業連合会のガイドラインに則り次のとおりとします。

A. 研究費開発費等

臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP 省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

・ 特定臨床研究費(※1)	提供先施設等の名称等(※2)：〇〇件〇〇円
・ 倫理指針に基づく研究費(※3)	提供先施設等の名称(※4)：〇〇件〇〇円
・ 臨床以外の研究費(※5)	年間の件数・総額、提供先施設等の名称(※4)
・ 臨床試験費（治験費）	提供先施設等の名称(※4)：〇〇件〇〇円
・ 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称(※4)：〇〇件〇〇円
・ 不具合・感染症症例報告費	提供先施設等の名称(※4)：〇〇件〇〇円
・ 製造販売後調査費	提供先施設等の名称(※4)：〇〇件〇〇円
・ その他研究開発関連費用	年間の総額

(※1) 「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

(※2) 「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公

開する。

- (※3) 「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする医学系研究に関する倫理指針”を指す。
- (※4) 「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。
- (※5) 「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床試験(治験)及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいう。

B. 学術研究助成費

学術振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催を支援するための学会等寄附金、学会等共催費が含まれる。提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- ・奨学寄付金 ○○大学○○教室：○○件○○円
- ・一般寄付金 ○○大学(○○財団)：○○件○○円
- ・学会寄付金 第○回○○学会(○○地方会・○○研究会)：○○円
- ・学会共催費 第○回○○学会○○セミナー：○

C. 原稿執筆料等

当社医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払う費用が含まれる。提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- ・講師謝金 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長)：○○件○○円
- ・原稿執筆料・監修料 ○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長)：○○件○○円
- ・コンサルティング等業務委託費
○○大学(○○病院)○○科○○教授(部長)：○○件○○円

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する当社医療機器の適正使用、安全使用のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれる。

- ・講演会費 年間の件数・総額
- ・説明会費 年間の件数・総額
- ・医学・薬学関連文献等提供費 年間の総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれる。

- ・接遇等費用 年間の総額

以上